【別添資料①】

内ヶ谷ダム建設事業の検証に係る意見

2010.12.23

近藤ゆり子（大垣市田町）

＜目次＞

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．内ヶ谷ダムの「効果」－１　（水位計算／水位低減効果）
１．どこの「水害防除」なのか？
２．水位低減効果
Ⅲ．内ヶ谷ダムの「効果」－２　（板取川合流点より下流の水害防除）
１．流域対応こそ
２．関市南部の現状と治水
Ⅳ．募集されている意見に関して？？
Ⅴ．岐阜県の財政状態と治水のあり方
１．岐阜県治水関係事業費の現実
２．2004 年に起こったこと
Ⅵ．この「検討の場」及び意見募集のあり方への疑問と意見
１．「内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と岐阜県事業評価監視委員会との関係
２．国交省指示と言いながら「独自」な評価基準
Ⅶ．結びに代えて

Ⅰ　はじめに

「意見募集」と言いながら、岐阜県が公表・公開している一定まとまった資料は、１１月２５日に開催された「第１回　内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」資料だけしかない。それ以前に内ヶ谷ダムについて言及されている岐阜県ＨＰの資料（「岐阜県のダム事業／内ヶ谷ダム」「一級河川木曽川水系　長良川圏域河川整備計画」はあまりにも漠然としていて、資料としての意味はほとんどない。

１０月６日の岐阜県議会で「（国交省が挙げた３事業のうちでは）内ヶ谷ダムを最優先に検証する」と古田知事が答弁した旨の新聞記事に接し、私は、すぐに岐阜県庁のウェブサイトにある情報を探し、並行的に岐阜県河川課にも問い合わせをした。

岐阜県河川課職員にはまじめに対応して貰ったと思っているが、結局、聞きたいことの回答は何も得られない中で、１０月２８日に情報公開請求を行った。「１５日間」規定を７日間延長されて開示決定があり、１１月２２日になって、ようやく幾らかの文書の開示を受けた。

が、結局のところ、疑問が明らかになるには至っていない。

請求した文書にあたるものを全部は出していないのか（だとしたら岐阜県情報公開条例違反）、それとも「内ヶ谷ダムの効果」の根拠資料は半端、「内ヶ谷ダムについての住民説明」すらもほとんど無いままに河川整備計画に位置づけた（だとしたら河川法１６条の２の趣旨に悖る）ということなのか？

どちらにせよ、この厳しい財政状況の中で、これほどまでに根拠が希薄、透明性・公開性とは

縁遠いまま、形式上は合法的に「内ヶ谷治水ダム」が長良川圏域河川整備計画に位置づけられている（国交大臣認可を受けている）。不思議に思う。

こうした状況下で１１月２６日から「意見募集」がなされている。かなり漠然とした「検討の場」資料（バックデータの有無も分からない）をもとに、あれこれ想像を巡らしながら、「意見」を書かざるをえないのである。まるで目隠しをされて「鬼」を探しているような気分である。不安でもあり、落ち着かない、気色悪い。

もしピント外れな意見であるなら、その「外れ」の責任は、県民にきちんと説明することなくこの「検討の場」を開催し、「意見募集」をしている岐阜県当局の側にあることを指摘して以下の意見を述べる。

（この「検討の場」と「意見募集」のあり方への疑義については「Ⅵ」であらためて述べる。）

Ⅱ．内ヶ谷ダムの「効果」とは何か－１　（水位計算／水位低減効果）

１．どこの「水害防除」なのか？

１０月７日の新聞報道などに接し、早速、岐阜県庁ＨＰの「内ヶ谷ダム」のページ（トップ ＞ 県土づくり ＞ 道路・河川・砂防 ＞ 河川 ＞ 安心で安全な郷土づくり ＞ ダム事業 ＞ 内ヶ谷ダム）を見た。そこには、以下のように載っている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

☆内ヶ谷ダム

内ヶ谷（うちがたに）ダムは、木曽川水系長良川支川亀尾島川の岐阜県郡上市大和町内ヶ谷に治水ダムとして建設するもので、長良川の治水計画の一環をなすものです。

流域の概要

亀尾島川は、岐阜県・福井県境の越美山地（標高 1,148 m）にその源を発し、南東に流れて郡上市八幡町に入り、右岸より那比川を合流した後、東南東に流れを変え、長良川に合流する流域面積 120.4km2 流路延長 24.1km の一級河川です。

亀尾島川は、開発の進んだ奥長良の中で俗化されていない自然美を誇っているとともに、県内でも有数のあまごの宝庫にもなっており、訪れる釣人も多く、住民の憩いの場所となっています。一方、気象状況は、年平均降水量 2,800 mと多く県内でも有数な多雨地帯であり、梅雨や台風時の集中的な豪雨による出水時に下流流域に及ぼす影響は大きいものがあります。

建設の目的

洪水調節

ダム地点の計画高水流量 880m3/s のうち、690m3/s の洪水調節を行いダム下流沿岸の水害を防除します。（長良川の治水計画の）一環をなすものです。

流水の正常な機能な維持

ダム地点下流の亀尾島川岸の既得用水の確保を行う等、流水の正常な機能の維持と増進をはかります。

（以下略）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

「ダム地点の計画高水流量 880m3/s のうち、690m3/s の洪水調節を行い」とあるうちの基本高水流量は１／１００規模である。計画降雨量は「内ヶ谷ダム地点で 460mm/２日、基準点上流域

で 440mm/２日」とされている（第１回　検討の場　参考資料 2-5)。
　では、「ダム下流沿岸の水害を防除します」という「ダム下流沿岸」とはどこなのだろうか？

　１０月２４日に、亀尾島川の下流部・相生地区に行ってみたが、「亀尾島川の下流沿岸」でないことは分かった。川は段丘の底深く流れ、集落のある場所からは遙かに低いところを流れているからである。改めて岐阜県河川課に電話し、上記記述が「長良川本川の（亀尾島川合流点より）下流沿岸」を指しているらしいことは、ようやく確認できた。

「検討の場」に出された資料のＰ５には、以下のような記載がある。

洪水調節効果の検討範囲：板取川合流点上流
ダムの効果：長良川の亀尾島川合流点で３００ｍ３／ｓカット

　他方、岐阜県長良川上流河川開発工事事務所発行の「内ヶ谷治水ダム」の裏表紙の「氾濫防止区域（薄いピンク色)」としては、板取川合流点より下流が図示されている。
　本年１１月４日付けの４市（郡上市、美濃市、関市、岐阜市）市長名のある「内ヶ谷ダムの建設促進及び早期完成」要望書の文面や、「第１回　検討の場」での構成メンバーの発言などからすると、主要に「板取川合流点より下流の水害」が意識されているように感じる。
　この「感じ〕に傾斜しつつ、以下述べる。

２．水位低減効果

「第１回　検討の場」資料１ｐ１０では、以下の図が示されている。
　「ダムによる洪水調節」として水位低減効果が示されているが、この元資料は、「平成１５年度　内ヶ谷治水ダム建設事業　河川整備計画作成業務　報告書　（平成１６年３月)」（岐阜県長良川上流河川開発工事事務所　株式会社アイ・エヌ・エー）にある数字らしい。
　この資料に載っている数字を見ると、県管理区間と直轄区間の境（長良川河口から５６．２ｋｍ）では、内ヶ谷ダムの「効果はゼロ」であることが計算の前提であることが分かる。

地点に番号をふって、「水位低減効果」を表に示す。

① 亀尾島川合流後（１０５．１ｋｍ）　「効果」＝約７４ｃｍ
② 郡上市美並町下田付近（９２．３ｋｍ）　「効果」＝約３０ｃｍ

③ 美濃市新美濃橋付近（７５．３１ｋｍ）　「効果」＝約１３ｃｍ
④ 関市千疋大橋付近（６４．５８ｋｍ）　「効果」＝約１０ｃｍ
⑤ 岐阜市千鳥橋付近（５７．８ｋｍ）　「効果」＝約５ｃｍ
＜⑥ 直轄区間との境（５６．２ｋｍ）　「効果」＝０ｃｍ　＞

	測点(km)	HWL	現況河道 ダムあり	ダムなし	計画河道 ダムあり	ダムなし	
⑥	56. 2km	27.06	27.06	27.06	27.06	27.06	
⑤	57. 6km	29.24	28.995	29.049	28.418	28.467	
④	64. 58km	41.32	42.914	43.01	40.81	40.915	
③	75. 31km	70.19	71.019	71.167	69.327	69.458	
							H11実績
②	92. 3km		136.85	137.16			134.17
①	105. 1km		190.56	191.3			187.56

計画高水位（ＨＷＬ）及び計画河道は１／１００規模洪水を対象に設定されている。板取川合流点より上流では計画高水位及び計画河道という概念を用いての計算はされていない（峡谷部という地形的特徴ゆえである、とのこと）。

この「計算」を、私は以下のように見る。

☆　板取川合流点より下流（③～⑥）
- 計画河道となれば、内ヶ谷ダムはあってもなくてもＨＷＬ以下になる。
- 「ダムあり」にしても「ダムなし」にしても、現況河道を計画河道へと整備すれば、顕著な「効果」が得られることが読み取れる。つまり「ダムより河道」である。

☆　亀尾島川合流点から板取川合流点の間（①、②）
- Ｈ１１年洪水実績水位は、「ダムなし」を大きく下回っている。

私自身は、「基本高水流量を河道とダムに配分する／基本高水－計画高水＝洪水調節施設」という考え方は転換されるべき（止揚されるべき）と考えているが、「基本高水－計画高水＝洪水調節施設」「河道での水位を計画高水位以下にするためにダムが必要」という考え方に立てば、より明確に、「内ヶ谷ダムは不要なダム」ということになる。

Ⅲ．内ヶ谷ダムの「効果」とは何か－２　（板取川合流点より下流の水害防除）

１．流域対応こそ

治水（洪水対策）を「基本高水－計画高水＝洪水調節施設」に限定して考えることについての疑義は、１９７０年代からさまざまな形で出されている。２０００年１２月の河川審中間答申では、「総合治水・流域治水」の考え方が前面に出され、予算措置なども（それまでに比べれば）大幅に拡充してきた。

以下は長良川ではなく、揖斐川支流牧田川圏域の浸水頻発地域に関する記述であるが、今般、「で

きるだけダムに頼らない治水」と国土交通大臣－国土交通省河川局が言っているようなので、あえてここに引用する。

ア．1975 年８月洪水に関する建設省中部地方建設局木曽川上流工事事務所『台風６号調査報告書』（1976 年５月）から

① p63 ～ p68 で（特に p67 で）

「当地区（注・大垣市荒崎地区のこと）は従来からの遊水池であり本来ならば家屋の建て得ない所である。当地区は下流部に牧田川、杭瀬川の狭窄部があり大谷川、相川の水がはけないために一時遊水地域として昔より利用されてきた所である。（中略）当地区もいずれは締め切られるであろうが、締め切られるまでには、杭瀬川高淵の引き堤、相川、大谷川合流点から杭瀬川までの河道改修が行われた後になろう。そうでないかぎり、この洗堰を締め切ればその結果として、他の地区にその効果がおよび、より以上の災害が起こることは必至である。又、洪水は最終的には人為に制禦し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水（計画規模を越えた洪水）が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である。」

② p161 で

「… 最も問題となったのは、大垣市十六町の湛水状況である。本地区は洗堰の設けられた遊水地域であり、現状においては、建築基準法の災害危険区域の指定を受けるような地域である。治水面からみた流域の土地利用のあり方を制度的な手法も加えながら検討する時期に来ているのではなかろうか。」

イ．高橋裕氏（東大名誉教授。元元河川審議会委員）の記述から

「かって両岸の堤防の高さが違う河川は多く、低い方に家を建てなかった。1960 － 70 年代にそういう所も宅地化が進んだ。水があふれるに決まっている場所を、市街化地域に変更したのが間違い。岐阜県は荒崎地区だけでなく対岸や下流の住民と専門家でつくる委員会を設け揖斐川や周辺河川も含めた新しい形の総合治水を考える必要がある。」（中日新聞 2002 年 8 月 5 日夕刊）

高橋裕氏の同様の指摘は、1982 年 9 月 20 日付け朝日新聞「弱いのは長良川だけではない－７６年台風１７号災害の教訓－」にもある。

２．関市南部の現状と治水

前述のように、どうやら内ヶ谷ダムによって「水害を防除する」とされている地域は、「内ヶ谷治水ダム」パンフ裏表紙の「氾濫防止区域（薄いピンク色）」であるように推測される。

この地域の中でも南部（下流）にあたる関市南部（一部岐阜市北部）では、2004 年の浸水被害を経て、現在「長良川　床上浸水対策特別緊急事業」が行われている。同時に「涸れた今川」が問題となっている。（本年夏に壊れた今川への導流堤の原型復旧事業も行われている。）

地元で河川問題に熱心に取り組んでいる方のお話だと、この地域では「水があふれやすい場所」は地元の人間はよく知っていて、従来はそのこと（浸水しやすいこと）を考慮した土地利用をしてきたそうだ。このあたりの事情（治水と土地利用のあり方）は、上述の大垣市西部荒崎地区と同様である。

この方がおっしゃるには「この一帯で水田などに湛水することにより、下流への負荷を減らし、岐阜市中心部を守ってきたという面もある」と。しかし、ここ数十年のうちにそういう一種の「先人の知恵」の継承も薄らぎ、「一時遊水地域として昔より利用されてきた所」「従来からの遊水池

であり本来ならば家屋の建て得ない所」にも、工場や倉庫などが建てられ、「(河川管理上）守られるべき資産」がより大きくなってしまった。

また因果関係は必ずしもはっきりしないものの、「長良川　床上浸水対策特別緊急事業」で長良川本川の高水敷の掘削が本格化してから「今川に一滴の水も行かない」状態がひどくなった、とのことである。

現在は、長良川本川と今川の河床高の差は３．３ｍに及ぶという。導流堤を原型復旧しただけでは今川に水は戻らないであろう。そして洪水時には、今川と長良川本川とは１：２の比率で流すという流量配分図もあるが、現状では（導流堤復旧後も）とてもではないがそうはなりそうもない。そして今の「床上浸水対策特別緊急事業」で長良川本川の高水敷の掘削が進めば、その比率は１：１０あるいはそれ以上になるかもしれない。

つまり、その場所で長良川が今川に分派することによるピーク低減効果が見込めなくなってしまいそうである。危うい。「水害を防除する」目的により適う施策が求められている。

今川に分派する直上流左岸（小屋名中島）には、明らかに遊水地機能を有する場所があり（本堤はわざわざ低くしてあり、堤内地側には閘門も備えた輪中堤がある)、こうした場所を、土地の権利者の理解と同意を得て、遊水地として確保していくことこそ、「今後の治水対策のあり方」であろう。

一滴も水が流れない状態が続いている今川。導流堤の原型復旧では、多分、解決にならない。今川というこの地域にとっては大事な川が「水無し川／賽の河原」状態のままで良いのか？　毎年毎年、何かしらの対策をしなければ保戸島用水への取水ができない状態で良いのか？

私は「内ヶ谷ダムはこの地域の浸水対策に役立たない」「保戸島用水の水を確保することにも全く役立たない」「『涸れた今川』に水を戻すこと（低水管理）は、同時に、分派することによる洪水ピーク低減（高水管理）にもなる」と考える。

Ⅳ．募集されている意見に関して？？

私の意見の主要な部分は上述の通りであるが、どうやらこの「意見募集」は「○　△　×」について何か言え、ということらしい。

重複や蛇足もあるが、何通りかの部分について述べる。

（1）ダム（内ヶ谷ダム）

ここでは「○」となっているが、「見るべきことは見ない、非科学的な期待感で○としている」と考える。

①　水位低減効果については、Ⅱ－２　で述べた通り。補足すれば

ｉ）１／１００においてわずかな水位低減効果が期待できるのみである（この「計算」が正しいのかどうかはよく分からない。ただこの業務を受託した（株）アイ・エヌ・エーは、河川関係の調査業務を多数請け負っている会社であり、計算条件の設定方法も含め、一定オーソライズされた方法を用いて計算を行ったのであろう、と推察される)。板取川合流点より下流においては、１／１００規模洪水においてもわずかな水位低減が予測されるのみである。

なお、現行「長良川圏域河川整備計画」においては板取川合流点上流では。１／１０規模洪水を目標としているというが、１／１０であるとすれば　亀尾島川合流後（１０５．１ｋｍ）での「効果」は４０ｃｍとなっている。

ⅱ）公表された資料中にもある通り、「ダム地点からの距離が長くなるにしたがって、洪水時

のピーク流量の低減効果が徐々に減少」していく。問題になっている関市千疋大橋付近（６４．５８ｋｍ）では、１／１００であっても「効果」は約１０ cm、岐阜市千鳥橋付近（５７．８ｋｍ）では約５ｃｍ。板取川合流点下流では、１／２０規模洪水を現行河川整備計画の目標としているときくが、１／２０の場合は一体何 cm の水位低減効果が見込まれるのであろうか？ 千鳥橋付近となると「測定誤差の範疇ではないか」とさえ思う。

② 集水面積と流域面積

降雨のあり方はさまざまである。尾根を一つ超えると全く違った様相を呈することも多い。内ヶ谷ダムの集水面積は、３９．９ｋｍ２ である。他の谷筋の降雨が多い場合には、十分な「効果」は期待できない。流域面積に対して集水面積が小さければ、それだけ「洪水調節効果が十全に発揮される確率は低くなる」ことになる。

集水面積と流域面積の比較（岐阜県河川課から聞き取り）を示す。カッコ内は内ヶ谷ダムの集水面積の比率。

★ 亀尾島川合流点（１０５．１ｋｍ－①）

合流前　５２５．５ｋｍ２

合流後　６４５．９ｋｍ２　（６．１７％）

★ 板取川合流点（７７．２ｋｍ－③付近）

合流前　７６０．５ｋｍ２

合流後　１，０７４．０ｋｍ２　（３．７２％）

★ 直轄区間と指定区間の境（５６．２ｋｍ⑥）

長良川県管理区間全体　１，５８８．７ｋｍ２　（２．５１％）

③ 環境調査の不備

ダムは一定の場所を水底に沈めてしまうという自然大改変を行うものであり、自然環境に与える影響は極めて大きい。

岐阜県庁ＨＰにもある通り、「亀尾島川は、開発の進んだ奥長良の中で俗化されていない自然美を誇っているとともに、県内でも有数のあまごの宝庫にもなって」いる。

「自然美」は単なる情緒の問題ではなく、保全すべき生態系・生物多様性の存在を示している。現在、日本は生物多様性の条約締結国会議議長国である。この国際的な立場からしても、（日本）政府の補助金をもって生物多様性を破壊していくなどということはあってはならない。この場所に何らかの人為的改変をもたらそうとするならば、環境調査・環境配慮・環境保全の必要性は極めて大きい。

この内ヶ谷ダムでは、きちんとした環境調査が行われたのだろうか？　粗々の環境調査資料を岐阜県河川課から受け取ったが、たとえば希少猛禽類が存在するのだが、その種名すらも明らかにされていない資料である。「1997 年の環境庁マニュアルに沿って調査・配慮をしています」というだけでは、納得はできない。

内ヶ谷ダムが環境影響評価法の対象外事業であることは知っている（残念ながら、現行環境影響評価法は「穴だらけ」)。だが、そうだからといって「(密室で）専門家のご助言を得てちゃんとやっています、信じて下さい」で済ますなどという時代錯誤は通用しない。十分な環境調査をし、それを検討する委員会等を公開し、広く専門家の意見を聴く機会を設けることなしに事業を進めることは許されない。

今でも「Ｂ／Ｃ＝１．１」である。環境調査・環境対策をごまかしなく行おうとすれば建設コストの上昇は必至であり、Ｂ／Ｃが１．０を割り込むことが十分に予測される。

（２）遊水地（調整池）等・遊水機能を有する土地の保全・部分的に低い堤防の存置・、輪中堤・二線堤・宅地かさ上げ、ピロティ建築等・土地利用規制・洪水の予測、情報提供等

別々の項目となっているが、「一定程度以上の洪水は河道からあふれるもの」として、その対策

を講じるという意味では、一体のものとして考えるべきである。

長良川の板取川合流点下流から（直轄区間に入るまで）の間においては、遊水機能を利用することは甚大被害の回避に極めて有効な施策と考える。「河川法第６条第一項第三号 の政令で定める遊水地は、河川整備計画において、計画高水流量を低減するものとして定められた遊水地とする」とある遊水地として位置づけるには、地権者の同意を得るための法的な制度（補償等を含む）の整備も必要かもしれない。

また、すでに一定の資産の集積があるなら、輪中堤や二線堤を構築して、その資産を守る必要性もあるのかもしれない。

これらの提示された項目には「法的整備が不十分」というコメントが多くあるが、大きな違和感をもつ。

こうした施策の必要性はⅢ－１で引用した通り、河川管理者や河川審議会委員からも何十年も前から提唱されているのであり、「法的整備が不十分」であるのは河川管理者（法定受託事務として指定区間を管理する者も含む）の不作為そのものではないのか？　「法的整備が不十分」であることをもって、（ダム建設を進める方向では）手厚い法的整備が存在しているダムを選択する、というのであれば、本末転倒ではないのか。

（３）放水路（捷水路）

洪水時の今川への分派を、一種の放水路（捷水路）と考え、計画のように１：２にする（近づける）施策を講じるなら、ピーク低減効果は大きいと考えられる。

（４）河道掘削

河道掘削も人為的自然改変であり、環境への影響をしっかり調査し、十全な配慮を行うべきである。しかし、環境に配慮しつつ進めるならば、すぐに効果発現もある、良策となるはずである。ただし現在の「長良川　床上浸水対策特別緊急事業」における河道掘削は、今川に水が行かない原因になっている可能性も指摘されている。現在の工事の今川に与えている影響についてきちんと調査してから進めるべきである。

（５）決壊しづらい堤防

岐阜県内の堤防は、堤高不足だけでなく、各所で漏水などがあり、極めて問題が多いことは、河川管理者も認めているところである。少なくとも堤高に見合った強度を確保する堤防補強は喫緊の課題である。同じ場所が「重要水防箇所－漏水・堤防強度不足・護岸不備－」という表示で１０年、２０年単位で上がり続けているのは、大いに心配である。

強度不足の堤防であれば、上流ダムで１０ cm、１５ cm の水位低減効果が得られたとしても安心にも安全にもならない。

（６）水田等の保全

採用すべき、かつ迅速に進めるべき施策であると考える。食糧自給率の向上といった農業施策、生物多様性保全といった環境施策にもプラスであるはずだ。

今や水田耕作は赤字（米の価格が生産費を割り込む）状態となっている。農業者が水田を保全するモチベーションを高める施策も同時に行われなければ、十分な効果は見込めない。まず実施できるところから実施していく。その上で「省庁縦割り」を排して、国土保全と農業その他一次産業の保護育成（地域振興）と生物多様性保全とを融合・総合した施策を国の責任で作っていくことを、県として国に強く働きかけるべきであると考える。

（７）森林の保全

「森林のによる調節効果は流出率で見込んだ計画となっている」とあるが、国交省河川局－各県河川部局が採用してきた流出率に関しては、森林水門学の立場からの強い批判が寄せられている。「すでに見込んでいる → 検討の要なし」とはいえない。何人もの山村の古老は「山の木が大きく森林が豊かだった頃と皆伐で裸山になった頃とその後一定程度木が育って来た頃」では、それぞれ洪水のあり方が違った、とおっしゃる。こうした経験知をおろそかにするべきではない。「もう分かっている、見込んである」などというのは浅はかである。実際に「ダムで洪水が防げた」事例などほとんどない、という一事をとらえて見ても、近代河川技術者・河川工学者はもっと謙虚であるべきだと思う。

Ｖ．岐阜県の財政状態と治水のあり方

１．岐阜県治水関係事業費の現実

起債許可団体に転落している岐阜県の財政状況については、私が詳述するまでもないであろう。「治水関係予算」の減り方の激しさからいえば、来年度は１００億円もあるかどうか、というありさまである。この予算額では「どうしても必要な部分の補修」さえも覚束ない。一般論からいっても新規事業には慎重にならざるをえないはずである。

下のものは岐阜県河川課からのヒアリングで貰ったものである。

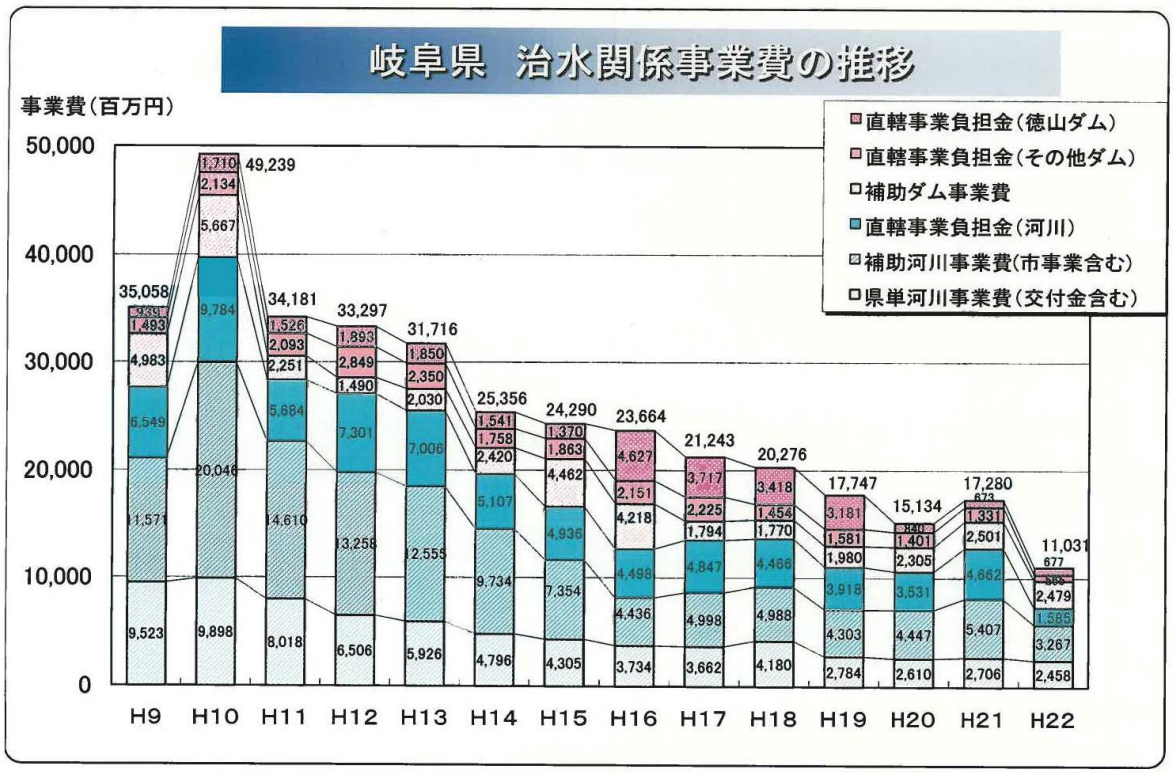

※H9～H21は最終。H22は補助ダム、補助河川は内示額、他は県予算ベース。

他方、ダム本体着工となれば一定集中的に予算を配分せざるを得ない。「５．５／１０の国の補助」を当てにしたところで、あとの「４．５／１０」はどう捻出するのか？

「検討の結果、内ヶ谷ダムを造ると決めたから他の施策は採らない。けれども予算が捻出できないから本体着工はも先延ばし。結局は長良川圏域の治水事業は全部棚上げ」などという事態も起こりかねない。

この点、堤防補強や河道整備は、施工した場所ではそれなりの効果を発現する。予算規模が小

さくてても適切な優先順位をつけて事業を実施していくことで、甚大被害を回避し、軽減することが可能となる。

２．2004 年に起こったこと

2003 年から 2004 年にかけて、徳山ダム事業費大幅増額問題があった。2004 年度予算成立時には事業費増額の法的手続きが間に合わず、１８０億円の予算要求に対して「それまで定められていた事業費＝２５４０億円の限度まで」、すなわち９３億円しか認められなかった。

あとの８７億円はどう捻出されたか？

「治水特別会計の項の間の移用」というかなり珍しい方策を用いた。「移用－移して用いる」。どこを削って移したのか？　度重なる浸水被害に悩まされている大垣市西部（荒崎地区）に直接関係する牧田川・杭瀬川合流点の引堤・背割堤整の事業費から１８億９０００万円を削った（この分は 2004 年度の遅くなってから「保留解除」で手当した。が、2004 年１０月の２３号台風でまたまた甚大な被害を被った荒崎地区の住民からすれば、「納得できない」)。また、犀川総合排水機場改築の３億円、岐阜県の砂防事業費補助４億６０００万円を削った。

つまり「徳山ダム早期完成を求める岐阜県の要望に応えるべく、岐阜県に関係する河川砂防費の一部を削って、徳山ダム建設工事費用に回した」のである。

冷静に考えれば当然であろう。「徳山ダム事業費の捻出のために、木曽川水系ではない他の水系の事業費や他の都道府県への補助を削るわけにはいかない」という理屈にも正当性はある。

この当時以上に、国も岐阜県も財政状況は厳しい。岐阜県の財政が「ダム建設も河道整備も」という選択を許さない。「ダム建設にも河道整備にも遊水地等の全部に補助金をつけて頂戴」と国に言っても、なかなか認められない。「今後も治水対策のあり方」の知恵を、流域住民とともに、懸命に絞っていくしかないのである。

徳山ダムに関して、岐阜県がここ１５年間負担（支出）する額。

徳山ダム岐阜県負担額（交付税措置後）　H21年度までは既出、以降は予定

年度	合計	治水	利水（上・工水　計）	上水	工水
H15	26億3714万	16億6704万	9億7010万	0	9億7010万
H16	56億3096万	49億4614万	6億8482万	0	6億8482万
H17	45億9285万	40億4815万	5億4471万	0	5億4471万
H18	42億5620万	37億9441万	4億6180万	0	4億6180万
H19	41億1231万	36億5131万	4億6100万	0	4億6100万
H20	38億8577万	11億3978万	27億4599万	7億9389万	19億5210万
H21	37億8801万	10億2679万	27億6122万	8億　187万	19億5935万
H22	39億8507万	12億2056万	27億6482万	8億　238万	19億6234万
H23	39億9490万	12億3906万	27億5585万	8億　290万	19億5295万
H24	35億5111万	8億1893万	27億3218万	8億　343万	19億2847万
H25	35億4151万	8億3414万	27億　736万	8億　397万	19億0339万
H26	35億2312万	8億3919万	26億8393万	8億　452万	18億7941万
H27	35億　70万	8億4112万	26億5959万	8億　508万	18億5451万
H28	34億7972万	8億4554万	26億3417万	8億　624万	18億2852万
H29	34億　506万	7億9893万	26億　623万	8億　684万	17億9999万

単位：円　　1万円未満　四捨五入

Ⅵ．この「検討の場」及び意見募集のあり方への疑問と意見

１．「内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と岐阜県事業評価監視委員会との関係

（１）関係地方公共団体からなる検討の場の構成メンバーと後出し「要望書」

①　要望書と構成メンバー

１１月４日になって、郡上市長、美濃市長、関市長及び岐阜市長（他の３市長からすると一歩下がった形だが）の連名で「内ヶ谷治水ダムの建設促進及び早期完成」を要望する要望書が出されている。

「内ヶ谷ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催が決まってから、まるで後出しジャンケンのように「検討の場」の主要な構成メンバーが「内ヶ谷治水ダムの建設促進及び早期完成」を要望している。つまりこの「検討の場」は「予断」が前提になってしまっている。

②　要望書と「水害」

①で言及している１１月４日付けの要望書には「平成１１年、平成１４年、平成１６年とたて続けに大きな水害を被り」とある。「検討の場　資料」には、Ｈ１１年とＨ１６年の水害については若干の記述があるが、Ｈ１４年については記述がない。

国土交通省の水害統計の一部のコピーを貰ったが「どういう水害（被害)」なのかが見えてこない。Ｈ１４年（2002 年）は根尾川上流部に５００ mm を超える豪雨があった。近隣の長良川流域にも大量の雨が降った。何らかの被害はあっただろう。水害統計には、河川被害（護岸が痛んだとかであろう）は細かい額が記されていたが、出水があった以上、河川工作物に何らかのダメージはあっただろうと思う。しかしそれだけをいうなら、毎年何かしらの河川被害はあるのではないだろうか。Ｈ１４年の型の出水に対して内ヶ谷ダムが何らかの効果があるのかないのか、検討する手がかりも見えない。

「水害があったから早くダムを造れ」では、真に水害被害から住民を守ることにはならない。これが大垣市西部荒崎地区ではっきりしてしまった厳しい教訓だ、と私は考える。

住民の安全に責任をもつ首長からの要望書である以上、「被害」の実相を明確にしてから要望してほしいと思う。

（２）「関係地方公共団体からなる検討の場」に岐阜県事業評価監視委員会委員がメンバーであるのは？

関係地方公共団体の代表者で構成される「検討の場」で「予断なく検討する」ことが可能なのかどうかは疑問なしとしない。が、それ以上に不思議なのは岐阜県事業評価監視委員会（作業部会を含む）メンバーが２人も入っていることである。「第１回　検討の場」資料４の検討スケジュールには、何度も「岐阜県事業評価監視委員会」が出てくる。つまり岐阜県事業評価監視委員会の委員は何重（何倍）もの発言権をもっているらしい。

岐阜県事業評価監視委員会は「有識者の立場」から、内ヶ谷ダム事業に GO サインを出し続けてきた。その委員が、こうも何重にも（何倍にも)、発言権が与えられているとなると、「関係地方公共団体からなる検討の場」というのは見せかけで、実質的には、岐阜県事業評価監視委員会が「検討の場」なのではないか？　そうだとしたらこの「意見募集」は、何なのか？「実施要項細目通りにやりました」という国に報告をするためのアリバイにすぎないのか？

２．国交省指示と言いながら「独自」な評価基準

今般の「検討の場」の設置は、９月２８日に発出された国土交通大臣の指示によってなされた。同日付け河川局長通知にある「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（「評価基準・評価軸」）は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が９月２７日に国土交通大臣に出した「今後の治水対策のあり方について・中間とりまとめ」を基としている。この「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」のあり方、「中間とりまとめ」の中身については、私は、大いに異議がある。

また、川にはその川ならでの具体があり、すべてが「霞が関基準」であって良いはずがない。それぞれの川に即した「独自な視点」があって良いはずだ。

だがしかし、である。

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が「中間とりまとめ（案）」を公表して意見募集を行う前に、岐阜県事業評価監視委員会（作業部会を含む）が、この評価基準に異議を唱えるべく開催されていたことを、１１月２５日「第１回　検討の場」を傍聴して知った。

そして、河川管理者以外では唯一内ヶ谷ダムについての情報を先に得ているのが岐阜県事業評価監視委員会である。どうやらそこの河川関係委員は「できるだけダムに頼らない治水」という方向が気に入らないらしい。「やっぱりダムが最良」という結論に導くべく「独自の評価軸」で評価する、というのであれば、かなり剣呑な話である。

「ダムは下流全体に効果があるから、（これまでの計算ではない）”治水効果”の計算を行う」（１１月２５日、安田委員の発言趣旨）とまで言われてしまうと、今般の「検討の場」「意見募集」がむなしく思える。

危うく１．０を割り込みそうなＢ／Ｃの「Ｂ」を大きくするために新たな条件設定で計算をやる？　「独自の評価基準」で「やっぱりダムが最良」という結論を出すために、独自の学説で再計算をする？　岐阜県事業評価監視委員会委員という「有識者」なるものは、そこまでの勝手が許されるのか？

ここまで「ダムが最良という結論ありき」なのであれば、「たとえ国交大臣指示があろうとも、『検討』の余地はない」と突っぱねるほうが、まだしも論理的・合理的である。

財政的には独立できない（補助がなければ何もできない）から、表面的には国交大臣指示に従って「検討しました」というアリバイを作り、ダム建設費補助金をしっかりせしめよう、というのか？　それでは岐阜県民として、全国の納税者に対して申し訳なく、いたたまれない。

Ⅶ．結びに代えて

1995 年、建設省は「徳山ダム建設事業審議委員会」を設置した。建設省がたとえ口先だけでも「中止も含めて見直す」とした徳山ダム建設を私たちは止められなかった。揖斐川流域住民の一人として一種の責任を感じている、我が非力を恥じる。

徳山ダムは「人の暮らしを根こそぎ奪うという酷なことをし、さらにそれを理由にして巨額な公金を無駄に投じ、貴重な自然生態系を破壊した。未来世代に大変な負の遺産を残した」と私は考えている。

徳山ダムに投じられた公金の負担者は岐阜県民だけではない。そういう意味では、岐阜県民として他の都道府県の納税者に対しても、「申し訳ない」という気持ちがある。

これ以上、長良川沿川住民にとって役にも立たないダム事業に公金を費消するのは「申し訳ない」。自然を壊した上に、財政的にも重い負担を未来世代に残すようなことは、もう繰り返してはならないのだ。

Ⅳ－２で述べた徳山ダムの事業費捻出問題が進行している頃、岐阜県で牧田川圏域河川整備計

画（大谷川）の策定にあたっていた岐阜県職員Ｋ氏と電話で話したことがある。
私（近藤）＝「この地域では、輪中の伝統的知恵を活かした流域治水・流域対応の施策を採るべきでは？」
Ｋ氏＝「およそ河川技術者であれば、誰でもそんなことは分かっていますよ！でも流域市町の首長さん達が『本川の水位を 1cm でも低くしろ、徳山ダムを早く造れ』と言うのです、私たちでは何ともできないのです！」。
その後、Ｋ氏は岐阜県職員を辞めた、と風と便りで聴いている。

徳山ダムができ、洗堰（越流堤）の嵩上げ工事が終わっても、荒崎地区の住民は安心できていない。大谷川の水位が一定以上に高くなれば、やはり洗堰から越流し、同様な被害が発生することになるからだ。いつになるか分からない洗堰閉め切りの前に、洗堰存置を前提に浸水対策を採るべきである。しかし、岐阜県の財政事情はなかなか住民の願いに応えてはくれない。
ダム建設は、結局のところ流域住民の安心・安全を遠ざける。

「洪水は最終的には人為に制禦し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水（計画規模を越えた洪水）が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である。」「治水面からみた流域の土地利用のあり方を制度的な手法も加えながら検討する時期に来ているのではなかろうか。」
３５年前の建設省中部地方建設局木曽川上流工事事務所『台風６号調査報告書』（1976 年５月）のこの記述は、今、改めて意味をもってきている。

以上